

3-15 医療・保健計画

3-15-1 災害時の医療救護活動に関する協定書

住田町（以下「甲」という。）と社団法人気仙医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、住田町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護師等で編成する別表に定める医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに、医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後送医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（救護所の設置）

第5条 甲は災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所に設置する。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品、医療材料その他医療関係物品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（救護所における給食等）

第7条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 後送医療施設における医療費は、患者が負担する。

（費用弁償）

第9条 甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施したときに要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

- (1) 医療救護班を派遣したときの人件費 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

- (2) 医療救護班が調達した医薬品等を使用したときその使用した医薬品等の費用 実費の額
(3) 後送医療施設及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び救護所の設置又は設備を破損したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用 実費の額 (扶助費)

第 10 条 甲は、医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助費の例により扶助費を支給する。

(医事紛争の措置)

第 11 条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意を持って解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第 12 条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を、甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第 13 条 乙は、第 9 条の費用及び第 10 条の扶助費（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払い)

第 14 条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

(協定期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了前 1 月までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の翌日から 1 年間この協定書を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

昭和 63 年 12 月 1 日

甲 住田町
代表者 住田町長
乙 大船渡市盛町字内ノ目 6 番地 1
社団法人気仙医師会
会 長

第 1 号様式

医 療 救 護 活 動 報 告 書

班 名	災害発生場所	医療救護活動場所	活 動 状 況	備 考
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	

第2号様式

医 療 救 護 班 員 名 簿

班 名	職 種	氏 名	所 属	住 所	従 事 期 間

第4号様式

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、
別紙のとおり事故(傷病・死亡)者が発生したので報告します。

年 月 日

住田町長

様

社団法人気仙医師会
会長

印

(別 紙)

傷 病
事 故 死 亡 者 概 要

氏 名		性 別	男 ・ 女	年 齡	才
住 所					
職 種		勤 務 先		所 属 医 療 班 名	
傷 病 者				程 度	重 症 ・ 中 等 症 ・ 軽 症
外 来 ・ 入 院 (月 日)	診 療 (入 院) 医 療 機 関 名				
受 傷 (発 病) 日 時	年 月 日 午 前 ・ 午 後 時 分				
受 傷 (発 病) 場 所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日 午 前 ・ 午 後 時 分				
死 亡 場 所					
受 傷 (発 病) ・ 死 亡 時 の 状 況					

第5号様式

費 用 弁 償 請 求 書

年 月 日

住田町長 様

社団法人気仙医師会
会長

印

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動
に対する費用弁償額

第 6 号様式

扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

災害時の医療救護活動に関する協定書第 10 条の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷、疾病 又は死亡し た者の状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 種		勤務先		所属医療救護班名	
	傷 病 名			受傷(発病) 年 月 日		
	死亡原因			死亡年月日		
傷 害 級 別		療養開始年月日		治癒年月日		
休 業 日 数	年 月 日から 年 月 日まで		休業期間中における 業務上の収入の有無			
扶助金支給基礎額						
扶助金支給申請額						
備 考						

- 注 1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類(事業主の証明又は市町村長の証明あるもの)を添付すること。(療養扶助金申請の場合は不要)
- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
- 3 休業扶助金申請の場合は、診断書(休業が必要と認められる期間の記載があるもの)及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

3-15-2 医療機関一覧表

(1) 町内医療機関

名 称	責 任 者	所 在 地	電 話	診 療 科 目	備 考
住田地域診療センター	伊藤達朗	世田米字大崎 22-1	46-3121	内科外科	
上 代 医 院	安井 豊	世田米字大崎 32-3	46-3125	内科外科	
櫻 井 医 院	櫻井末男	上有住字八日町 177	48-2110	内科外科	
菅野歯科医院	菅野悦哉	世田米字世田米駅 117	46-2345	歯 科	
横 沢 歯 科 医 院	横沢茂樹	世田米字大崎 25-10	46-3050	歯 科	

(2) 大船渡市内の主な医療機関

名 称	責 任 者	所 在 地	電 話	診 療 科 目	備 考
県立大船渡病院	伊藤達朗	大船渡町字山馬越 10-1	26-1111	総 合	
国民健康保険綾里診療所	中館敏博	〃 三陸町綾里字平館 75-2	42-2131	内 科	
国民健康保険越喜来診療所	佐々木 道夫	〃 〃 越喜来字所通 26-1	44-2103	〃	
国民健康保険吉浜診療所	中館敏博	〃 〃 吉浜字上野 93-1	45-2007	〃	
国民健康保険歯科診療所	熊谷優志	〃 〃 綾里字平館 75-2	42-3228	歯 科	
佐々木内科医院	佐々木 謙亮	盛町字町 8-1	27-2181	内 科	
山崎内科医院	山崎 一郎	〃 内ノ目 7-20	26-4448	〃	
山 浦 医 院	山浦玄嗣	〃 内ノ目 2-4	26-3121	〃	
及川外科医院	及川 登	〃 町 10-6	26-2036	外 科	
鳥羽整形外科医院	鳥羽義紀	〃 館下 4-18	27-1280	整形外科	
大 津 医 院	大津定子	〃 東町 11-11	27-2673	小 児 科	
飯塚眼科医院	飯塚和彦	〃 東町 5-5	21-3011	眼 科	
広沢歯科医院	広沢宣男	〃 宇津野沢 5-2	27-4310	歯 科	
及川歯科医院	及川 理	〃 みどり町 3-5	27-5582	〃	
岩渕内科医院	岩渕正之	大船渡町字新田 49-4	26-5355	内 科	
菊池医 院	菊池 洋	〃 山馬越 183-5	21-1620	〃	
菊田外科泌尿器科	菊田 祐	〃 明神前 11-1	26-4075	外 科	
地ノ森クリニック	蔵本純一	〃 山馬越 188	27-1721	〃	
星こどもクリニック	星 篤樹	猪川町字中井沢 23-1	21-2611	小 児 科	
石倉クリニック	石倉功一	大船渡町字茶屋前 55-3	21-2525	泌尿器科	
いしづかクリニック	石塚晴夫	〃 野々田 7-1	26-2555	内 科	
菊池歯科クリニック	菊池 万里子	〃 山馬越 182-5	26-2108	〃	
細川歯科医院	細川貴孝	〃 台 16-2	27-4158	〃	
峰岸歯科医院	熊谷英人	〃 笹崎 15-9	27-5535	〃	
橋爪歯科医院	橋爪正一	〃 上山 11-18	27-8282	〃	
いわぶち歯科	岩渕由之	〃 新田 48-22	21-3377	〃	
滝 田 医 院	滝 田 有	末崎町字平林 75-1	29-3108	循環器・呼吸	
後藤歯科医院	後藤利明	〃 平林 72-26	29-3888	歯 科	
うのうらクリニック	鶴浦哲朗	立根町字中野 40-5	21-3636	内・呼吸器	
えんどう消化器科内科クリニック	遠藤稔弥	〃 中井沢 7-2	21-1555	消化器・内科	

